



### 日本共産党平塚市議会議員団

団長 松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

幹事長 高山和義

電話・fax 31 4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@adate.plala.or.jp

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463 - 23 - 1111 (内線 2375)

平塚市浅間町 9 - 1 平塚市議会控室

No.1176 2012年7月1日発行

### 日本共産党議員団の法律相談

今回は7月14日(土)です。

午後1時から (要予約)

## 消費税増税・社会保障改悪

# 審議尽くさず自公民で強行

6月26日、民主・自民・公明3党などが「修正」で合意した2014年4月に8%、15年10月には10%に引き上げる消費税増税と、社会保障改悪の「一体改革」法案が衆議院本会議で可決されました。

「消費税増税」は、総選挙で民主党が「任期中はやらない」と公約し、一昨年の参院選挙で持ち出したときには国民のきびしい審判で退けられたものです。

ところが民主党・野田政権は、消費税増税に「政治生命をかける」と宣言。自民・公明両党との「修正」協議で、その実現のために民主党が公約していた最低保障年金の実現も後期高齢者医療制度廃止の公約も棚上げしてしまいました。

2009年の総選挙で自民党の政治を批判し政権をとった民主党が、自民党の政治を変えるところか、自民党の手を借りてでも国民の命と暮らしを脅かす公約違反の政治を進めるという手段は、選挙で信託した国民の意思を無視した暴挙としか言えません。

直近の世論調査でも、国民の56.8%が消費税増税に反対・どちらかと言えば反対で、増税に賛成はわずか10.8%(産経、25日付)となっています。

民主党内でも小沢元代表をはじめ鳩山元首相などが消費税増税法案に反対し、離党まで示唆する動きが強まっており、「国民との合意と3党実務者協議とどっちが大事なのか」と声を強める議員、「地元に戻ると民主党はボロクソに言われる」と苦しい表情の議員も・・・。

## 増税で平塚市の中小企業は益々厳しく・・・

昨年の平塚市議会12月定例会で、共産党の渡辺敏光議員は

「消費税の税率引き上げによって、市財政と市内中小業者、市民への影響はどうなるか」と質問しました。

と質問しました。

これに対し、当時の企画部長は

「消費税率が10%になった場合、地方消費税交付金の配分割合が変わらないと仮定して、平成24年度当初予算で試算した場合、予算額の26億8800万円のおよそ2倍の53億7600万円の交付があると見込まれる。

また、市が負担する消費税(市が購入するものにかかる消費税)では、平成24年度当初予算の支出科目でみた場合、税率5%で推計すると消費税額は約13億円。10%になった場合は、約26億円程度と試算される。」

「地方消費税交付金が53億7600円、それで市の持ち出しとしては26億円ぐらいということで、トータル的に仮定で28億円ぐらい消費税引き上げで収入がふえると考えている。」

と答弁しています。

しかし、

「税率引き上げによる市内中小企業への影響については、本市で企業活動を行っている中小企業においては、東日本大震災や円高の影響を受け、大変な状況にあると聞いている。したがって消費税率が引き上げられた場合には、中小企業の業績がより厳しくなることもあろうかと考える。」

と答弁しています。

消費税増税で中小企業や市民生活は益々厳しくなり、消費が落ち込めば、個人市民税、法人税の減収は免れません。

### 平塚市の市民税収入の推移

	2007	2008	2009	2010
	H19	H20	H21	H22
市町村民税	22,660,303	22,306,462	19,456,782	19,126,621
うち個人分	16,650,547	16,848,850	16,539,657	14,978,801
うち法人分	6,009,756	5,457,612	2,917,125	4,147,820

単位:千円

平塚市の市民税収入は、消費税が5%の現状でも毎年減っているのが実態です。2007年に226億円だった市民税収入が2010年には191億円と、35億円も減収しています。これで、消費税が引き上げられても本当に増収が見込めるのでしょうか。いま、大企業が求める「消費税増税」ではなく、日本の企業の99.7%を占める中小企業の営業を支援し、社会保障の拡充で国民全体が安心して暮らせる体制を作り、消費拡大の基盤をつくることです。共産党市議団は毎週金曜日夕方、平塚駅北口で市民の皆さんと消費税増税を廃案にさせるため署名運動を繰り広げています。皆さんのご協力をお願いいたします。

# 平塚市の墓地政策を問う

## 松本敏子議員の総括質問

今年度から墓地等の経営の許可権限が神奈川県から市に移譲された。

墓地は、国民生活にとってなくてはならないものであり、個々の宗教感情やその土地の風土・文化によっても異なることから、墓地に関する指導・監督は各自治体の責任において行うこととされている。そして、墓地経営が利益追求の手段となって利用者が犠牲にならないよう、墓地経営者には、公共の福祉の見地から高い倫理性が求められている。

### (1)「平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例」について

今年度、「平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例」が策定された。平塚市の「まちづくりとしての墓地政策」と、これから申請する事業者に求める「基本方針」は何か。

また、この条例の根拠法令である「墓地、埋葬等に関する法律」には「・・・その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とある。市は公共の福祉の見地から何を審査、判断の基準とし、どうということが支障があることと考えているのか。また、違法な「名義貸し」を防ぐ対策を伺う。

### (2)平塚市営の墓地の今後と市内の墓地開発について

平塚市営の土屋霊園は平成25年度に4000基の墓地整備が完了

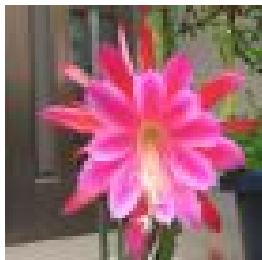
する。厚生労働省の通達では、「墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」であるとしているが、平塚市は今後どうして行くのか。土屋霊園で長期にわたって放置されている墓地等を今後どうしていくのか伺う。

また、全国各地で大規模な墓地建設事業者と住民とのトラブルが頻繁に起きており、市内出縄地域でも、高台に宗教法人による1519基という大規模墓地建設計画が起きている。

計画では山の頂上を3m～6m削り、森の木を伐採するという。隣接する民家への風雨の影響、土砂災害の危険性があることから、住民からは中止を求める陳情が出されている。しかし、事業者は「平塚市には風のデータがないのでわからない」として、開発してから検討するとしている。「災害に強いまちづくり」を目指している平塚市として、明らかに周辺住民に災害の危険性が高い開発を認めるのか。

市内や近隣市町には、いくつもの宗教法人が大規模霊園を造り、毎週新聞に複数のチラシが入ってくる。少子化によって誰も訪れず荒廃している霊園、経営が厳しくなって管理人不在の霊園などの問題も出てきている。

近隣市町と連携をとって、需要と供給の調整を図り、大切な平塚の自然と景観、



緑地をしっかりと守り、余分な墓地は造らないという毅然とした対応を求める。

### 事業者に優位な「住民説明会」

一般の開発と違い、墓地開発の場合、説明する事項は10項目が義務付けられている。

「住民説明会」は住民にとって非常に大切な場であるにもかかわらず、事業者は説明項目を承知しているのに、住民は分かっていない。そのため、住民は説明が漏れていてもわからない。

「まちづくり条例」でも、「墓地等の経営の許可等に関する条例」でも、開発行為が事業者主体で住民は受け身になっているという点を、早急に改めるべきと考えるが見解を伺う。

### (3)平成12年厚生省の「墓地経営・管理の指針等について」の通達

この通達は、現在の厚生労働省においても実効性があることが確認されている。

そこには、行政が墓地の建設を許可する場合、「諸般の事情を総合的に勘案して判断せざるを得ないものであり、広範な行政裁量権に委ねられている」としており、この指針の内容は非常に重いものである。

この通達を遵守し、適正な墓地経営が行なわれることを求める。

### 墓地の経営管理のための調査権限

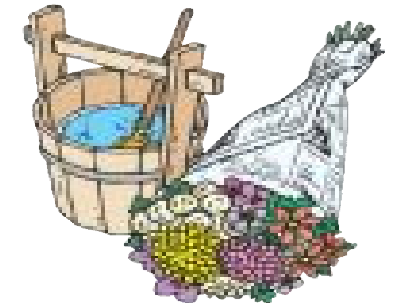
この中にある「墓地経営・管理の指針」で、市は経営者が墓籍簿の帳簿の管理、収支を行なっていることを確認することが求められている。今、経営者に墓地の残数を聞いても教えないという実態がある。

今後、こうしたことのないよう指導すべきと思うが、対策を伺う。

### 安価でコンパクトな市営墓地を

墓埋法では「墓地の永続性・非営利性の観点から地方公共団体がつくるのが原則であり、これによりがたい場合にのみ宗教法人などを認める」としている。ところが、平塚市の市営墓地は4000基、民間の墓地はそれをすでに大きく上回っており、さらに大規模な墓地が計画されているところである。

平塚市は、「緑のネットワーク」を掲げており、これまでの広範な緑を削って墓石を置く形式から、安価でコンパクトなロッカー型、仏壇型、合葬式などの「納骨堂」を整備すべきではないかと考えるが、見解を伺う。



### まとめ

国は、墓地の経営の許可は、不適切な開発や利用者の保護の観点から「許可しないことができる」としている。「平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例」の上位法令である「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく通達の遵守を再度求める。

そして、平塚市は、ここ20年程のうちに多くの緑を削ってまちを作ってきた。もうこれ以上緑を壊さないという強い姿勢が必要ではないだろうか。

そして、感情論でなく、近隣住民の生活、不安感を著しく脅かす墓地開発は「公共の福祉」に反するものであり、「許可しない」という市の適正な判断を求める。